

# 地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金) 平成22年度公募要領

平成22年1月  
環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省は、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究について、民間企業、公的研究機関、大学等からの提案を募集し、外部専門家からなる評価委員会において選定した提案事業を委託または補助により実施することとしています。

下記の要領により、平成22年度開始事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

なお、本事業の実施については、平成22年度予算の成立を前提としています。

## 目 次

1. 地球温暖化技術開発等事業の目的及び性格
2. 公募する開発等の対象分野及び制度区分
3. 開発等の実施体制及び応募できる方の要件等
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び提出方法
7. その他

### [添付資料]

応募書類様式

○e-Radにて提出するもの

- ・【添付資料1-1】平成22年度地球温暖化対策技術開発等事業(領域Ⅰ・委託)応募様式
- ・【添付資料2-1】平成22年度地球温暖化対策技術開発等事業(領域Ⅱ・委託)応募様式
- ・【添付資料2-2】平成22年度地球温暖化対策技術開発等事業(領域Ⅱ・補助)応募様式

○メールにて提出するもの

- ・【概要資料】平成22年度地球温暖化対策技術開発等事業

## 1. 地球温暖化技術開発等事業の目的及び性格

- 温室効果ガスの25%削減目標と再生可能エネルギー供給目標を達成することを目的としています。

地球温暖化対策技術の研究開発・実用化は、温室効果ガスの25%削減目標と再生可能エネルギー供給目標を達成し、経済と環境との両立により国際競争力を維持・向上させるとともに雇用を創出する新産業として育成を図る上で不可欠です。

地球温暖化技術開発等事業は、このような観点から、早期に実用化が必要かつ可能な再生可能エネルギー導入技術や省エネルギー技術の開発、及び開発成果の社会還元を加速しグリーンイノベーションを推進するための実証研究(以下、「開発等」と言う。)を通じて、地球温暖化対策を推進することを目的とした開発等資金です。
- エネルギー対策特別会計による予算です。

地球温暖化技術開発等事業は、石油石炭税を財源としたエネルギー対策特別会計のエネルギー受給勘定による予算です。

特別会計に関する法律の規定により、使途はエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための開発等であって、再生可能エネルギー導入技術や省エネルギー技術に関する開発等に限定されています。

このため、例えば、非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する開発等、二酸化炭素以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFC等)の排出抑制に関する開発等\*、森林などの吸収源に関する技術の開発等、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する開発等は、本事業の対象となりません。

また、海外で行う開発等も対象外としています\*2。

環境省、その他機関の競争的資金については、環境省ホームページ ([http://www.env.go.jp/policy/tech/comp\\_fund.html](http://www.env.go.jp/policy/tech/comp_fund.html))やe-Rad(<http://www.e-rad.go.jp/>)でも情報提供がなされておりますので、必要に応じてご参照下さい。

- \* エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に関する開発等であって、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制につながるものは対象となります。
- \*2 国内における開発等であって、CDM/JIにもつながるものは対象となります。
- \*3 再生可能エネルギーのうち、バイオマスエネルギー関連の開発等に関する提案については、原料の製造・採取から輸送・使用・廃棄等に至るまでのライフサイクル全体での温室効果ガス削減率が50%以上と想定されるもののみを対象とさせていただきます。

**温室効果ガス排出量の算定方法(暫定版)**

- 算定すべき温室効果ガスの種類 … CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>Oとする。CH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>Oの温暖化係数は各々21、310とする。また、CH<sub>4</sub>についてはバイオマスの燃焼に伴う排出及び有機物の発酵による排出、N<sub>2</sub>Oについては肥料の製造及び施肥に伴う排出について考慮する。
- システム境界 … 直接的土地利用変化、原料栽培、原料収集、燃料製造、燃料流通の各工程を算定対象とする。ガソリン混合段階における排出については当面考慮しない。副産物が発生する場合、アロケーションにより温室効果ガス排出量の一部を控除できる。廃棄物を原料とする場合、回避される温室効果ガス排出量を立証できる場合、削減として考慮することを可能とする。  
各工程における算定方法等詳細な事項に関する資料\*が必要な場合は「7.その他」に記載した担当まで電子メールにより照会ください(その際、件名を「バイオマスLCA算定資料の送付」として下さい)。
- 化石燃料との比較 … ライフサイクル温室効果ガス削減率は、次式により計算する。  
なお、バイオエタノールはガソリン、バイオディーゼルは軽油、バイオガスは天然ガスを比較対象の化石燃料とする。

$$\text{削減率} = (E_F - E_B) / E_F$$

$E_F$  : 比較対象となる化石燃料のライフサイクル温室効果ガス排出量

ガソリン86.7g-CO<sub>2</sub>eq/MJ 軽油76.7 g-CO<sub>2</sub>eq/MJ 天然ガス70.5 g-CO<sub>2</sub>eq/MJ

$E_B$  : バイオ燃料のライフサイクル温室効果ガス排出量

- \* 温室効果ガス排出量の算定方法については、現在、当省及び経済産業省において、今年度内を目途に策定すべく検討を進めています。それまでの間は、事務局が提示する資料を参考として、温室効果ガス排出量がどの程度になるか試算下さい。なお、このような時点における試算のため、今回は前記資料以外の方法によることも可といたしますが、算定すべき温室効果ガス、システム境界等については公募要領に示した考え方に基づいて下さい。

○ **競争的資金です。**

地球温暖化技術開発等事業により実施する開発等は、公募により民間企業、公的研究機関、大学等(以下、「民間企業等」と言う。)から提案のあった開発等課題候補を、外部専門家からなる評価委員会において評価した上で、競争的環境のもと選定・採択します。

応募にあたり、国会議員等を通じた働きかけ、採択審査を行う地球温暖化対策技術開発評価委員会所属委員への働きかけ、その他環境省職員への採択の陳情があり、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外させていただきますので、ご留意下さい。

また、採否を問わず、評価結果に対するご意見には対応致しかねますのでご了承下さい。

**2. 公募する開発等の対象分野及び制度区分**

公募する開発等の対象分野と環境省が想定するテーマを以下に示します。

**【対象分野と想定テーマ】**

**(領域 I)グリーンイノベーション推進実証研究領域 (委託事業のみ)**

次の①～③を委託事業として実施します。22年度の新規課題への予算枠としては、12億円以上(22年度)を予定しています。1課題あたりの予算額(22年度)は5,000万円～5億円程度とします。

本領域においては、

- 開発等体制・組織として、主要なステークホルダーの参画を得ていること
- 社会システム(法令、税制等)の改革に関する検討、又は当該技術の想定されるユーザーに支持を拡げるための措置を講じること

を必須とします。この点は応募様式の「技術開発の概要・目的・ポイント」に分かりやすく記載下さい。

#### ①再生可能エネルギー地域実証研究分野

地域の特性を活かした再生可能エネルギー関係施設(例えば海洋エネルギーを利用した発電、地熱発電の普及拡大に資する開発)の設置に向けた地域実証研究を実施する事業を募集します。

#### ②次世代自動車普及モデル実証研究分野

次世代自動車(電気自動車の場合、業務用車両や二輪車等を想定)の普及に向け、次世代自動車の利用機能強化に資する実証研究、次世代自動車の特性を WinWin で活用した使用の提言に資する実証研究(例えば排出ガスがない等の電気自動車の様々な特性を活かした提言)等を実施する事業を募集します。

#### ③ゼロエミッション住宅・オフィス普及実証研究分野

既存住宅に関する初期投入費用、継続的居住等に配慮した断熱技術や再生可能エネルギー技術(負荷変動対策を含む)、既存オフィスに対するITインフラの省電力化、業務形態の提案等による、既存住宅・オフィスのゼロエミッション化に資する実証研究等を実施する事業を募集します。

### **(領域Ⅱ)地球温暖化技術開発領域 (委託事業、補助事業)**

#### ○委託事業

次の④～⑥は委託事業として実施します。1課題あたりの予算額(22年度)は2,000万円～3億円程度とします。

#### ④民生部門省エネ対策技術実用化開発分野

住宅・オフィスの消費エネルギー最適化、断熱技術などの民生部門における省エネ対策技術の開発を行う事業を募集します。

#### ⑤再生可能エネルギー導入技術実用化開発分野

太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマス、太陽熱、温度差エネルギー等の再生可能エネルギーの導入技術の開発を行う事業を募集します。

#### ⑥都市再生環境モデル技術開発分野

再生可能エネルギーの面的利用技術など、都市の特性を踏まえ、広域に活用できる都市再生環境モデル技術の開発を行う事業を募集します。

#### ○補助事業

次の⑦～⑧は補助事業として実施します。補助率の上限は1/2です。22年度の新規課題への予算枠としては、2.8億円程度を予定しています。1課題あたりの予算額は2,000万円～2.8億円(補助金交付額として)とします。

#### ⑦循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発分野

有効利用が可能な廃棄物その他の循環資源に由来するエネルギー利用技術等(高効率発電技術、高度な燃料化技術など)の実用化・実証に係る技術開発を実施する事業を募集します。

#### ⑧製品化技術開発分野

再生可能エネルギー導入技術又は省エネ対策技術のうち、これまでの成果等により短期間での製品化が十分期待できる有望技術を対象として、製品化につながる技術開発を実施する事業を募集します。また、これら技術に係る新たなビジネスモデルの創出につながる事業を募集します。

### **【事業年数等について】**

委託事業・補助事業とも、原則として3年度以内とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の技術開発等達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況については、各年度末に中間評価を行うこととし、継続実施について再審査します。審査は、下記4. 公募から採択事業の決定までの流れに準じて行います。

なお、複数年の事業の実施は、当該年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年の事業の実施をお約束するものではありません。また、複数年の事業の場合に、2年度目以降の事業費を見積もることになりますが、2年度目以降の事業費については、継続実施を決定するに当たって、初年度の経費を基準として、予算の範囲内での事業費となるよう、当該年度に調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おき下さい。(初年度の事業費等については下記4. を参照して下さい。)

### 【補足事項】

本事業では、新たな対策技術の開発等のみならず、既存の対策技術を組み合わせることによって、対策効果を引き出すようなシステム技術の開発に係る提案も対象としています。

特に一般家庭向けの対策技術については、初期導入コストが普及の大きな制約となることから、高機能で大がかりなシステムではなく、例えば機能を絞って低コスト化を図るような提案、あるいは今後導入が進むと見込まれる機器やサービスに部分的な機能としてCO2削減効果を組み込むような提案も期待しています。

また、機器の自動制御などにより直接省エネルギーを実現するような対策技術のみならず、例えば家庭内のエネルギー使用状況や他の世帯との比較情報を分かりやすい形で提供することによって機器の使用方法を改善するなど、間接的に省エネルギーを実現するような提案も対象となります。

但し、既に採択されている事業との差異が小さく、実施の意義が小さいと判断したものは採択しません。

## 3. 開発等の実施体制及び応募できる方の要件等

### ○委託事業

#### (1)事業に参画する方の要件

事業に参画する方(技術開発の実施に直接かかわる方)は、国内の技術開発機関等に所属している、又は22年4月時点で所属予定の技術開発者等とします。ここで"技術開発機関"とは、以下に該当するものとします。

- ア 国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関
- イ 大学、高等専門学校
- ウ 地方公共団体の試験研究機関
- エ 民間企業の技術開発・試験研究機関(部門)
- オ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの
- カ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第1項又は第2項に規定する公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの
- キ 法律により直接設立された法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの
- ク その他環境大臣が適当と認める者

また、"所属"とは、非常勤・常勤は問わず職員として従事している場合とします(ただし、技術開発代表者は常勤である必要があります)。招へい者の場合は、外国からの長期間の招へいの場合のみ所属とみなし、事業に参画できるものとします。

なお、事業に参画する方として登録いただく方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意下さい。

また、事業に参画する方は、予め、次の各事項についてそれぞれの所属する技術開発機関等の代表者の承認を得て下さい。

- 提案に係る課題を所属する技術開発機関等の業務(公務)として行うこと(国立試験研究機関又は独立行政法人試験研究機関に属する参画者に係る承認については、この限りではない。)
- 技術開発機関等の経理担当部局が事業費の管理を行うこと。

## (2)事業の実施体制について

事業は複数の技術開発者による共同事業、又は単独の技術開発者による事業のいずれの形態で行うことも可能です。但し、この資金は早期の事業化・製品化が見込める事業の実施を委託等するものであり、このことに対応した実施体制も重視することに留意下さい。

共同事業の場合、応募する事業ごとに技術開発代表者を決めていただきます。技術開発代表者は、年齢・役職等は問いませんが、上記(1)に示した"技術開発機関"に、常勤の技術開発者として所属している方とします。1人の技術開発者による事業の場合は、当該技術開発者が技術開発代表者となります。

技術開発代表者は技術開発事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する方とし、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、技術開発参画者を代表して技術開発推進に係る取りまとめを行うとともに、技術開発参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、技術開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

このため、技術開発代表者の所属する機関においては、本来、これらの事務について迅速に対応できる体制を有していることが必要です。

なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない技術開発機関等を途中で追加する等の変更はできません。また、第3期科学技術基本計画に基づき、若手研究者等からの提案に対し配慮することとします。

## (3)重複応募の禁止

一人の技術開発者が複数の委託事業の技術開発代表者として応募することはできません。

## ○補助事業

### (1)補助事業者の要件

補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、次に掲げる者となります。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第1項又は第2項に規定する公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣が適当と認める者

なお、事業に参画する方として登録いただく方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意下さい。

また、事業に参画する方は、予め、次の各事項についてそれぞれの所属する技術開発機関等の代表者の承認を得て下さい。

- 提案に係る課題を所属する技術開発機関等の業務(公務)として行うこと(国立試験研究機関又は独立行政法人試験研究機関に属する参画者に係る承認については、この限りではない。)
- 技術開発機関等の経理担当部局が事業費の管理を行うこと。

## (2)事業の実施体制について

事業は複数の補助事業者による共同事業、又は単独の補助事業者による事業のいずれの形態で行うことも可能です。但し、この資金は早期の事業化・製品化が見込める事業の実施を委託等するものであり、このことに対応した実施体制も重視することに留意下さい。

共同事業の場合、その代表者を補助対象者とします。この場合、代表者を技術開発代表者、それ以外の補助事業者を共同技術開発者とします。なお、共同技術開発者としては、個人で事業を実施する方も認められます。

技術開発代表者は事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する方とします。技術開発代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業推進と目標達成のために、参画者を代表してその事業推進に係る取りまとめを行うとともに、事業の参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

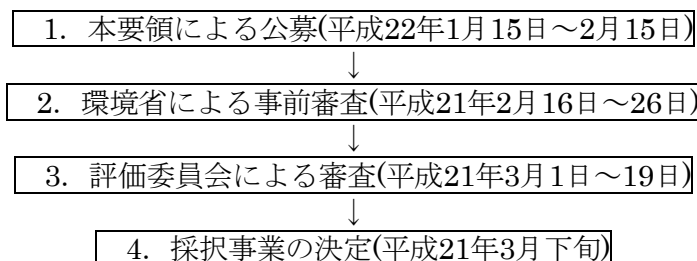
なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない技術開発機関等を途中で追加する等の変更はできません。また、第3期科学技術基本計画に基づき、若手研究者等からの提案に対し配慮することとします。

## (3)複数事業への応募について

一人の技術開発者が複数の補助事業の技術開発代表者として応募いただいても構いません。また、補助事業と委託事業を重複応募いただいても構いません。

## 4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れと、22年度のスケジュールは、概ね以下のとおりとすることを予定しています。



### 「2. 環境省による事前審査」について

応募事業については、各種要件を満たしているかのほか、行政的観点からの評価を環境省で行った上で、評価委員会による審査にかける提案事業を選定します。事前審査の結果は、2月26日までに技術開発代表者に対して通知します。

この過程で、応募事業について、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

### 「3. 評価委員会による審査」について

審査は環境省研究開発評価指針(<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.PDF>)に則して行います。また、本事業では、エネルギー起源二酸化炭素排出の抑制という観点から意義が高い技術開発で、早期の事業化・製品化が見込め、対策効果の大きい事業を優先的に採択するという方針で審査を行うこととしています。このため、評価委員会における評価は以下の2点の観点を中心に行います。(製品化技術開発分野については、基盤となる技術の成熟度、製品化に向けた実施体制等の観点を含め、特に製品化できる見込みが高いことが審査のポイントとなります。)

#### ア 技術開発の必要性・意義の観点からの評価

- (例) ・普及の障害となっていたコストの高い技術をコストの低い技術にすることができる  
・事業化・製品化の障害となっていた技術的に課題を解決することができる

- ・社会のシステムを低炭素社会の方向へ転換することにつながる
- イ 早期の事業化・製品化の見込み、普及の見込み、費用対効果及び波及効果の大きさからの評価(有効性の観点)

なお、食料・飼料と競合しないバイオマス資源の総合利活用に関する技術開発であって、異分野の技術融合、官民協力・府省融合の仕組みを強化した取組で、システム改革を包含しており、社会システムとしての実証を考慮した提案については、社会還元加速プロジェクトに定められている「バイオマス資源の総合利活用」に該当するものとし、このことを考慮して評価します。

**委員会審査に当たっては、下記のとおり、分科会においてヒアリングを行います。**ヒアリングを受ける分科会は事務局にて判断します。

地球温暖化対策技術開発評価委員会における分科会日程(予定)

①次世代自動車分科会	平成22年3月2日(火) 午後
②省エネ住宅・オフィス等分科会	平成22年3月5日(金) 午後
③再生可能エネルギー等分科会	平成22年3月8日(月) 午前
④バイオマス・循環資源分科会	平成22年3月8日(月) 午後

「4. 採択事業の決定」について

事業の採否及び委託額(補助事業の場合は補助額)の決定は、評価委員会による審査、議論をもとに行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

**5. 応募に当たっての留意事項**

(1) 既助成課題の応募の禁止

既に他府省の制度による助成を受けている(助成の決定を含む。)開発等と内容が同様と認められる課題(平成21年度末をもって終了するものを除く。)について、当該開発等を実施している者(分担を受けて実施する者を含む。)は本事業への応募はできません。

また、技術開発代表者及び技術開発参画者は、本制度への応募後、当該応募に係る課題と内容が同様と認められる課題について、他府省の制度による助成が決定した場合は、直ちに環境省に連絡するようにしてください。

なお、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課(独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があるものとし、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがございます。

(2) 技術開発代表者の変更等の措置

技術開発代表者は、採用、転出又は転任などの事由により所属する技術開発機関等を変更する場合、若しくは、事故、病気又は長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得るようにしてください。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択の取消し、委託契約の解除又は補助金交付決定の取り消し、技術開発経費の返還又は減額配分を含む措置をとることがございます。

(4) 不適正経理等に対する措置

技術開発経費の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により技術開発経費の配分を受けた場合に関し、環境省では「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」(平成17年3月22日大臣官房廃棄物リサイクル対策部、総合環境政策局、地球環境局 平成19年4月20日改正)を策定しており、技術開発代表者又は技術開発参

画者が関与した場合、技術開発経費の執行停止、返還、申請資格の制限等必要な措置を講ずるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしており、他府省を含む他の競争的研究資金担当課により、競争的研究資金への応募が制限される場合がございます。

#### (5) 不正行為に対する措置

開発等を実施する上での不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）に関し、環境省では「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成18年11月30日総合環境政策局長決定）を策定しており、開発等を実施する上での不正行為があったと認定された場合、技術開発経費の執行停止、返還、申請資格の制限等必要な措置を講ずるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしており、他府省を含む他の競争的研究資金担当課により、競争的研究資金への応募が制限される場合がございます。

#### (6) 技術開発経費の適正な管理について

技術開発経費の管理が技術開発機関等の責任において適正に行われるよう、環境省では「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年3月30日総合環境政策局長決定）を策定しており、当ガイドラインに沿った対応により、各技術開発機関等は技術開発経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を行ってください。

#### (7) 開発等の中止等の措置

技術開発代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、開発等の中止等について環境省と協議するようにしてください。

#### (8) 繰越明許制度について

研究開発費は、年度ごとに当該年度分の額を決定します。ただし、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができるものとします。

##### ア. 試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難

研究の着手により初めて明らかになる、汚染の状況など当初予期しなかった新たな現象や知見に遭遇した場合、また研究課題採択から研究計画を確定する間において新たな知見が発生した場合、内外の関連学会等の情報収集や当初の研究方式の再検討などを行う必要があり、それに予想以上の日数を要する恐れがある場合。

##### イ. 計画に関する諸条件

研究計画実施中において、新技術・新材料及び新規条件の出現、装置等の仕様再検討の必要、研究の進捗状況に応じた評価の実施や優秀な研究者の適時確保の困難、海外研究機関との共同研究における相手先の不測の事態の発生などにより、当初計画の変更を余儀なくされる場合。

##### ウ. 気象の関係

屋外での調査研究において、台風、豪雨、豪雪等の天候により、大きく影響されることとなり、研究の遅延を余儀なくされる場合。

##### エ. 資材の入手難

研究計画実施上必要となる、特殊な素材や材料(DNAチップなど)の入手や製作が困難となり、その結果研究の遅延を余儀なくされる場合。

##### オ. その他のやむを得ない事由(ア～エの事由に類似した事由に限る。)

#### (9) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、第3期科学技術基本計画で定められております「科学技術政策やその成果を分かりやすく説明するなど説明責任を強化することによって国民の理解と支持を得ること」とする政府の方針にのっとり、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中、あるいは終了後に、成果発表会等にてご発表いただく場合もございますので、ご了承下さい。

(10)事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業終了直後の達成度に係る評価、また事業終了後数年間の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮下さい。

(11)技術開発経費として計上できる経費について

技術開発経費として計上できる経費については、委託事業、補助事業ごとにそれぞれ下記のとおりとなります。

○委託事業

技術開発経費として直接使用する経費(直接経費)として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

＜委託事業の経費の区分＞

直接経費	人件費	委託事業に直接従事した者の人件費
	謝金	技術開発協力者に支払う謝金です。技術開発代表者及び共同技術開発者には支払えません。 また、相当な期間を継続的に雇用する場合は対象となりません。技術開発機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上して下さい。
	旅費	事業の実施に当たって直接必要となる旅費に限ります。国内旅費は、技術開発代表者、共同技術開発者及び技術開発協力者に支払う旅費が対象となります。外国旅費は、技術開発代表者、共同技術開発者及び本技術開発のために海外から招聘する技術開発協力者が対象です。
	備品費	備品は、取得価格が50,000円以上の物品を言います。但し、比較的長期(おおむね2年)の反覆使用に耐えない物品、比較的長期の反覆使用に耐えるが破損しやすい物品、2年を限度としてその用を足さなくなる物品は消耗品となります。 <u>環境省担当者の了承を得たものを除いて、原則、委託事業での備品の取得は認めていません。</u> リースやレンタルでの調達をご検討願います。
	消耗品費	取得価格が50,000円未満の物品。及び取得価格が50,000円以上の物品であって、比較的長期(おおむね2年)の反覆使用に耐えない物品、比較的長期の反覆使用に耐えるが破損しやすい物品、又は2年を限度としてその用を足さなくなる物品。 事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。
	印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、報告書にあつては、華美な装丁は必要ありません。
	通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であつて、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
	光熱水料	電気料、水道料、ガス料であつて、本技術開発のみに使用した料金であることが証明できる経費です。
	借料及び損料	機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。技術開発代表者の所属する機関等の所有する設備の損料等は対象とはなりません。
	会議費	会議等のお茶代。 会議資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上して下さい。
	賃金	資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、当該技術開発の遂行に必要となる人員(共同技術開発者を除く者、大学院に在籍する学生、技術者に限る。)を技術開発機関が雇用する者の賃金が対象となります。 なお、これらの者を技術開発機関が雇用する場合にあつては、これらの者に対する賃金(社会保険料各種手当等を除く。)を本技術開発費から当該技術開発機関に対して支払うこととなります。
雑役務費	タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象となります。	

再委託費・外注費	事業に直接必要な経費であり、技術開発代表者等が直接実施することが不可能な技術開発について他の技術開発機関等に再委託・外注して実施するための経費です。 また、原則として直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。再委託費・外注費を計上する場合は、応募時点で再委託・外注予定機関から見積を取得した上、実施計画書に再委託・外注する業務の内容・理由等を詳細に記載して下さい。
その他経費	その他技術開発を行うために必要な経費で、環境大臣が承認した経費。
間接経費	事業を行う際に、技術開発代表者の所属する技術開発機関が技術開発遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、事業を効果的・効率的に活用できるようにするため、事業の実施に伴い技術開発機関において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。 直接経費に10分の3を乗じて得た金額以下となります。 なお、平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。

◇直接経費のうち対象とならない経費の例

- ・退職金、ボーナスその他の各種手当、技術開発代表者と直接雇用関係が生じるような月極の給与等の人件費
- ・机、椅子、複写機等技術開発者が属する機関で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ・事業との関係が明確でない学会出席のための旅費・参加費
- ・事業中に発生した事項・災害の処理のための経費
- ・その他、事業の実施に関連性のない経費

◇その他留意事項

- ・この委託契約に関する事務の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、環境省委託契約事務取扱要領によるものとします。

○補助事業

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りします。

<補助事業の経費の区分>

1区分	2費目	3細分	4内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とする。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用するものとし同表の最高最低の範囲内で事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して決定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次のものの合計額をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、②水道、</p>

付帯工事費  機械器具費  測量及試験費  事務費	(間接工事費) 共通仮設費	光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))  次の費用の合計額をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用											
	現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。											
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。											
		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。											
		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。											
		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。											
	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。  事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率											
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%											
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%											
3	1億円を超える金額に対して	4.5%											

別表

1区分	2費目	3細目	4細分	5内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きに必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいう。
		備品購入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

◇補助対象とならない経費

- ・技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設(簡易なものを除く)にかかる経費

- ・技術開発機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等(パソコン、机、椅子、事務機器等)の購入費
- ・事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・事業により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ・事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・その他、事業の実施に関連性のない経費

#### ◇その他留意事項

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行われますので十分留意して下さい。

補助金の管理は、技術開発者の所属する機関等が行って下さい。

## 6. 応募書類及び手続き

### (1)応募書類の手続きについて

#### 1)応募の方法

**府省共通研究開発管理システム(e-Rad)での応募を必須**とします。

その際、開発等実施に係る所属研究機関の承認書及び技術開発参画に係る承諾・承認書を提出いただく必要があります。

#### ◎受領の確認

当方で受領を確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせ下さい(電話番号は末尾参照)。

### 2)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を使用した応募について

※本項では技術開発等を研究と読み替えます。

#### ①府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプロセスをインターネットを經由して処理する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

#### ②システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り環境省にて受付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます。

地球温暖化対策技術開発等事業のホームページおよびシステムのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせして下さい。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○地球温暖化対策技術開発等事業のホームページ：

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせ及び提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省地球環境局地球温暖化対策課	TEL 03-3581-3351(内6780) FAX 03-3580-1382
府省共通研究開発管理システム	府省共通研究開発管理	0120-066-877

(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	システム(e-Rad)ヘルプデスク	(受付時間帯) 午前9:30～午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日～1月3日)を除く
-----------------------	-------------------	---

### 3) システムの使用に当たっての留意事項

#### ① システムによる応募

システムによる応募は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募して下さい。

#### ② システムの利用可能時間帯

平日は、午前6:00より翌午前2:00まで、および日曜日の18:00～翌日の2:00を利用可能時間帯とします。土曜日、国民の祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は運用停止とします。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

#### ③ 研究機関の登録

所属する研究機関は応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

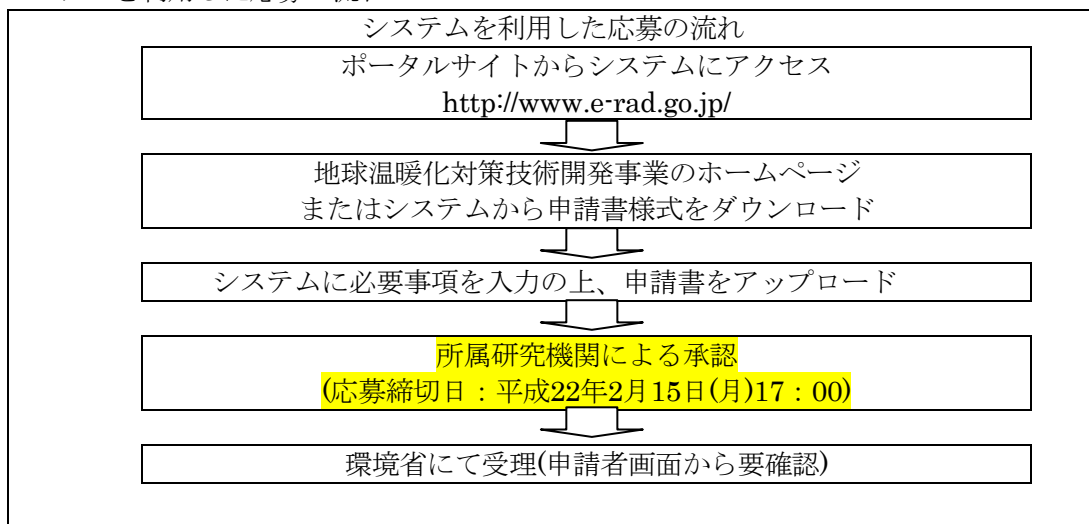
#### ④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

#### ⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

### 4) システムを利用した応募の流れ



※ 応募にあたっては、所属研究機関による承認が必須です。所属研究機関による承認が締切までになされない場合、応募書類は環境省に届きませんので特にご注意下さい。

## 5)注意事項

- ・システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードして下さい。
- ・申請書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、ポータルサイトを参照して下さい。
- ・申請書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照して下さい。公募時にアップロードできるファイルの最大容量は3MBです。
- ・申請書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルへ変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認して下さい。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照して下さい。
- ・環境省へ提出後の修正は認められません。
- ・申請書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。必ず、申請者登録画面から、環境省の受理を確認して下さい。提出締切までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。

## (2)応募書類の書式(応募様式)について

応募書類の作成に当たっては、必ず応募書類様式に従って作成するようお願いします。応募に当たりe-Radで提出が必要となる書類は、下記の通りです。

- ・グリーンイノベーション推進実証研究領域(委託事業)の場合  
「【添付資料1-1】平成22年度地球温暖化対策技術開発等事業(領域Ⅰ・委託)応募様式」
- ・地球温暖化対策技術開発領域(委託事業)の場合  
「【添付資料2-1】平成22年度地球温暖化対策技術開発等事業(領域Ⅱ・委託)応募様式」
- ・地球温暖化対策技術開発領域(補助事業)の場合  
「【添付資料2-2】平成22年度地球温暖化対策技術開発等事業(領域Ⅱ・補助)応募様式」

上記書類をe-Radでご応募いただいた後に、環境省のメールアドレス([chikyu-ondanka@env.go.jp](mailto:chikyu-ondanka@env.go.jp))に、

- ・「【概要資料】平成22年度地球温暖化対策技術開発等事業」
- ・技術開発代表者が所属する機関の事業概要やこれまでの技術開発等の実績がわかる資料(簡易なもので結構です)

をお送り下さい。(添付ファイルの容量は2MB程度以下として下さい。)

e-Radでのご応募と、メールによる上記書類のご提出の双方がそろった時点で、ご応募を受けつけるものとします。いずれか一方では、ご応募の完了とは見なしませんのでご注意ください。

### ◎受領の確認

e-Radでのご応募と、メールによる上記書類のご提出の双方について、当方で受領を確認した場合、いただいたメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせ下さい(電話番号は末尾参照)。

## (3)提出に当たってのその他留意事項

技術開発代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は、返還しません。

## (4)応募書類の受付期間について

平成21年1月15日(金)～平成21年2月15日(月)17:00まで必着

受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

## **7. その他**

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。電子メールの件名(題名)は「地球温暖化対策技術開発等事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

環境省地球温暖化対策課 地球温暖化対策技術開発等事業担当([chikyu-ondanka@env.go.jp](mailto:chikyu-ondanka@env.go.jp))

< 担 当 >

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
TEL 03-3581-3351(6780)  
FAX 03-3580-1382

## ○補助事業における留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

### 2. 補助金の交付について

#### (1)交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付要綱を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

#### (2)交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

#### (3)事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業を開始して下さい。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)を以下に記します。

- ・契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中(出納整理期を含む。)に対価の支払い及び精算が行われること。

#### (4)その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照して下さい。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1)補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間、保管しておく必要があります。

#### (2)実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業の完了から起算して1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額(製造原価)を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額(製造原価と販売費及び一般管理費の合計)を補助対象経費の実績額とします【「補助事業における利益等排除について」参照】。

#### (3)補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

#### (4)取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。)しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。また、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

#### (5)その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照して下さい。

## ○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

### 記

#### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1)補助事業者自身
- (2)100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

#### 2. 利益等排除の方法

##### (1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### (2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

##### (3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。